

現行海面漁業権と漁場計画（案）の比較

種類	事項	現行漁業権	漁場計画（案）
第一種共同漁業権	漁業の名称 （魚種）	15種類	既存魚種：現行と同じ（15種類） 新規魚種：あかもく（1号、2号、3号、5号） くろも（1号、2号） にいな（5号） ひじき（5号） なまこ（8号） 計5種類増
	漁業時期	海藻類については期間設定 貝類、動物は周年	現行と同じ
	漁場の区域	6海区に区分 距岸 1,500m（岩美町～大栄町） 2,000m（東伯町～境港市） 次の港内を除く （漁港）酒津漁港、泊漁港、御来屋 漁港、淀江漁港 （港湾）鳥取港、赤碕港	6海区に区分（現行と同じ） 距岸 1,500m（岩美町～北栄町） 2,000m（琴浦町～境港市） 次の港内を除く （漁港）泊漁港、淀江漁港 （港湾）鳥取港、赤碕港
	制限又は条件	・公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の 確保に努めなければならない。	現行と同じ
	存続期間	10年間	現行と同じ
第三種共同漁業権	漁業の名称	地びき網漁業	地びき網漁業（現行と同じ）
	漁業時期	周年	現行と同じ
	漁場の区域	2海区 ①北条町～大栄町 距岸 1,000m （一部魚礁部分を除く） ②米子市（皆生漁港より西） 距岸 2,000m ③米子市、日吉津村 （皆生漁港より東）距岸300m	2海区 ①北栄町 距岸 1,000m （一部魚礁部分を除く） ②米子市（皆生漁港より西） 距岸 2,000m
	制限又は条件	（北条町～大栄町） ア 標識として一辺の長さが 50 センチメー トル以上の旗をその部分が水面上 1.5 メー トル以上の高さになるように設置しなけれ ばならない。 標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖 網部にそれぞれ 1 箇所以上、計 3 箇所以上 設置することとし、袋網部の標識には 1 本 の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部 の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識 には赤色旗を用いるものとする。ただし、 夜間にあつては、旗を灯火に変えた形で標 識を設置しなければならない。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益 の確保に努めなければならない。 （米子市） ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければ ならない。ただし、夜間にあつては灯火に よる標識によるものとする。 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益 の確保に努めなければならない。	現行と同じ
存続期間	5年間	現行と同じ	

※漁場の区域等は旧市町村の表記

漁業種類	事項	現行漁業権		漁場計画（案）					
		漁業の名称	漁業時期	漁場の区域	漁業の名称	漁業時期	漁場の区域	備考	
第一種 区画 漁業		わかめ養殖業	11/1～3/31	東漁港内	わかめ養殖業	11/1～ <u>4/30</u>	東漁港内	既存	
		わかめ養殖業	11/1～4/30	田後港内	わかめ養殖業			新規	
		わかめ養殖業	11/1～4/30	田後港内	わかめ養殖業	11/1～4/30	田後港内	既存	
		あわび養殖業	周年	酒津漁港内				除く	
		ひらめ小割式養殖業	周年	船磯漁港内				除く	
		わかめ養殖業	11/1～3/31	船磯漁港内	わかめ養殖業	11/1～3/31	船磯漁港内	変更	
		わかめ養殖業			わかめ養殖業			変更	
		いわがき養殖業	周年	船磯漁港内	いわがき養殖業	周年	船磯漁港内	変更	
		わかめ養殖業	11/1～3/31	泊漁港内	わかめ養殖業	11/1～ <u>4/30</u>	泊漁港内	既存	
		わかめ養殖業	11/1～3/31	赤碓港内	わかめ養殖業	11/1～3/31	赤碓港内	既存	
		わかめ養殖業			わかめ養殖業				
		わかめ養殖業	10/21～4/30	平田漁港内	わかめ養殖業	10/21～4/30	平田漁港内	既存	
		—			のり養殖業			新規	
		わかめ養殖業			わかめ養殖業			既存	
		わかめ養殖業	10/21～4/30	大山町地先	わかめ養殖業	10/21～4/30	大山町地先	既存	
		のり養殖業	10/21～4/30	米子市淀江町地先				除く	
		魚類（ぶり・ふぐ・さば・ぎんざけ）小割式養殖業	周年	境港市沖	魚類（ぶり・ふぐ・さば・ぎんざけ・あじ）小割式養殖業	周年	境港市沖	魚種追加	
				いわがき養殖業	周年	境港市沖	新規		
	制限又は条件	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。 		現行と同じ					
	存続期間	5年間		5年間（現行と同じ）					
定置 漁業	漁業種類	これまで設定なし		定置漁業					
	漁業の名称			浦富沖 雑魚定置漁業		御来屋沖 雑魚定置漁業			
	漁業時期			浦富沖 周年		御来屋沖 周年			
	漁場の区域			浦富沖 岩美町浦富地先		御来屋沖 大山町御来屋地先			
	制限又は条件			<ul style="list-style-type: none"> 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。 					
	存続期間			5年間					